

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

○有書図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○都市計画変更案の縦覧(二一件)	(都市計画課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	病院局	七
○政治団体の届出	選挙管理委員会	〇
○政治団体の届出事項の異動届		〇
○政治団体の解散届		一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)		一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)		一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)		二
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正		二
公安委員会		二
○警備業法第二十一条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		三

告 示

○宮城県告示第三十三号
青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	恋愛白書バステル 2月号 19625・02	(株)宙出版
二	雑誌	月刊ほんとうに怖い童話 2月号 08103・2	(株)ぶんか社
三	雑誌	上級恋愛ミント 2月号 04593・2	(株)近代映画社
四	雑誌	裏モノJAPAN 2月号 01805・2	(株)鉄人社
五	雑誌	漫画実話ナツクルズ増刊 実録潜入取材 18422・1	ミリオン出版(株)
六	書籍	SEX STYLE BOOK ISBN4・8470・1520・7	(株)ワニブックス
七	書籍	完全愛撫入門 ISBN978・4・8454・0822・	KKロングセラーズ
八	書籍	女のオナニー教本 ISBN4・88718・812・9	(株)データハウス
九	書籍	50人の売春体験 ISBN4・88718・842・0	(株)データハウス
十	書籍	ヤバイ植物の育て方 ISBN978・4・7783・1168・	(株)太田出版
十一	書籍	145人の自殺者 ISBN4・88718・799・8	(株)データハウス
十二	書籍	人の殺され方 ISBN4・88718・858・7	(株)データハウス

二 指定理由

図書類の内容が、一から八までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、九の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく犯罪を誘発し、十の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、十一の図書類にあつては著しく自殺を誘発し、十二の図書類にあつては甚だしく残忍性を有す

るため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。
○宮城県告示第三十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十二年一月十九日

一 許可を取り消した年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十二年一月六日

二 商号又は名称等

株式会社上町工務店 高橋 裕幸	黒川郡大郷町大松沢字上町二	特・十七号 九号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 大工工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十一年 十二月十四日
第一通信建設株式会社 高橋 玲子	柴田郡大河原町字東桜町六・十一	般・十九号 千四百八十	一部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十一年 十二月四日
中川 機電株式会社 涌一	仙台市青葉区本町一丁目十二・十二	般・特・十九号 二千七百六	一部廃業 一般建設業 電気通信工事業	平成二十一年 十二月八日
株式会社森建業 森 正夫	大崎市鹿島台広長字無清水四・五十六	般・十七号 第六千九百十	一部廃業 一般建設業 土木工事業	平成二十一年 十二月三日
有限会社斎藤左官店 齋藤 東	加美郡加美町字新小路五十	般・十六号 第七千四百六	全部廃業 左官工事業	平成二十一年 十二月八日
株式会社国見総合計画 丹野 潔	仙台市若林区石名坂十・一・九百十五	般・十七号 第一万三千八	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年 十二月十日
有限会社大久左官 大久 邦雄	仙台市宮城野区田子字鳥井十六・四十六	般・十七号 第一万六千二	全部廃業 左官工事業	平成二十一年 十二月七日
株式会社アーバンテック 兵藤 工	仙台市泉区南光台一丁目一・十四エミネンス南光台1F・B	般・十七号 第一万六千二	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業	平成二十一年 十二月二日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、宮城県道路公社が次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十二年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 仙台松島線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変 更 の 前 後		敷 地 の 幅 員 (メートル)		敷 地 の 延 長 (メートル)	
宮城郡利府町春日山下四〇番二五地先から	同郡同町春日字硯沢一五番二地先まで	前	後	二五・〇	八〇・〇	一、〇三〇・〇	一、〇三〇・〇
宮城郡松島町初原字中田一六番一地从先から	同郡同町初原字山下九番一地从先まで	前	後	二二・〇	二二・〇	二二〇・〇	二二〇・〇

○宮城県告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。
平成二十二年一月十九日

とび・土工事業
ほ装工事業
しゅんせつ工事業

一 都市計画の種類 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域 仙塩広域都市計画区域の全域及び松島観光都市計画区域の松島町部分

三 縦覧場所 宮城県庁(土木部都市計画課)、仙台市役所(都市整備局計画部都市計画課)、塩竈市役所(建設部都市計画課)、名取市役所(建設部都市計画課)、多賀城市役所(建設部都市計画課)、岩沼市役所(建設部都市計画課)、松島町役場(企画調整課)、七ヶ浜町役場(建設課)、利府町役場(企画課)、大和町役場(都市建設課)、富谷町役場(都市整備課)及び大衡村役場(都市整備課)

四 縦覧期間 平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項 意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第三十七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

一 都市計画の種類 宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに市街化区域を指定しようとする土地の区域 仙台市宮城野区 蒲生字町及び中野字高松の各一部

塩竈市 貞山通一丁目的一部

2 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域 仙台市青葉区 上愛子字新宮前、下愛子字観音堂、荒巻字青葉及び吉成台二丁目の各一部並

びに下愛子字毘沙門の全部

仙台市宮城野区 岩切字大前の一部

仙台市若林区 霞の目二丁目及び荒井字梅ノ木の各一部

仙台市太白区 山田北前町の一部

仙台市泉区 上谷刈字沼、同字仮屋敷、上谷刈三丁目及び七北田字古内の各一部

富谷町 明石字下大ヶ沢、同字宮前及び同字上向田の各一部

大衡村 中央平の一部

3 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

仙台市青葉区 芋沢字横山、同字塩野沢西、同字湯船沢東、同字不動堂、同字平沢、みやぎ台二丁目、みやぎ台三丁目、荒巻字青葉、同字山居沢、茂庭字松山、同字

綱木裏山、同字寺下及び折立六丁目の各一部

仙台市泉区 七北田字篤籠沢及び泉中央二丁目の各一部

大衡村 奥田字金沢、同字熊野沢及び同字原の各一部

4 松島観光都市計画区域区分から仙塩広域都市計画区域区分に名称を変更しようとする土地の区域

松島観光都市計画区域の松島町部分

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)、仙台市役所(都市整備局計画部都市計画課)、塩竈市役所(建設部都市計画課)、富谷町役場(都市整備課)及び大衡村役場(都市整備課)

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項 意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画用途地域

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに用途地域を指定しようとする土地の区域

塩竈市 貞山通一丁目の一部

富谷町 明石字下犬ヶ沢、同字宮前及び同字上向田の各一部

大衡村 中央平の一部

2 用途地域を廃止しようとする土地の区域

大衡村 奥田字金沢、同字熊野沢及び同字原の各一部

3 用途地域を変更しようとする土地の区域

富谷町 上桜木一丁目の一部

4 松島観光都市計画用途地域から仙塩広域都市計画用途地域に名称を変更しようとする土地の区域

松島観光都市計画用途地域の松島町部分

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、塩竈市役所（建設部都市計画課）、富谷町役場（都市整備課）及び大衡村役場（都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画臨港地区

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに臨港地区を指定しようとする土地の区域

塩竈市貞山通一丁目、海岸通、港町一丁目、台及び北浜四丁目の各一部

2 臨港地区を廃止しようとする土地の区域

塩竈市海岸通、台、北浜一丁目及び北浜四丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び塩竈市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

一 都市計画の種類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

石巻広域都市計画区域の全域及び松島観光都市計画区域の東松島市部分

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）、東松島市役所（建設部建設課）、女川町役場（建設課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第一項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画及び松島観光都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに市街化区域を指定しようとする土地の区域

石巻市雲雀野二丁目及び潮見町の一部

2 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

無し

3 市街化区域から市街化調整区域に変更しようとする土地の区域

無し

4 松島観光都市計画区域区分から石巻広域都市計画区域区分に名称を変更しようとする土地の区域

松島観光都市計画区域の東松島市部分

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）及び東松島市役所（建設部建設課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画臨港地区

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに臨港地区を指定しようとする土地の区域

石巻市雲雀野二丁目及び潮見町の一部

2 臨港地区を廃止しようとする土地の区域

無し

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道

2 名称 北上川下流域下水道

<p>二 変更の内容 都市計画を合同し、都市計画の名称及び排水区域の接続する下水道の名称を変更する。 三 都市計画を変更しようとする土地の区域 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道北上川下流域下水道が決定されている区域 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）及び東松島市役所（建設部建設課） 五 縦覧期間 平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで 六 注意事項 意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。 ○宮城県告示第四十五号</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、牡鹿都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。 平成二十二年一月十九日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>一 都市計画の種類 雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画の変更の種別 廃止 三 都市計画を変更しようとする土地の区域 雄勝都市計画区域 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課） 五 縦覧期間 平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで 六 注意事項 意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。 ○宮城県告示第四十六号</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、牡鹿都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。 平成二十二年一月十九日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

病 院 局

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十二年一月十九日から平成二十二年二月二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価方式一般競争入札に付す。

平成二十二年一月十九日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

一 総合評価落札方式により入札に付する事項入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立循環器・呼吸器病センター及び精神医療センター医療情報システム一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十三年三月三十一日まで
- 4 履行場所 栗原市瀬峰根岸五十五の二他
- 5 予定価格 三億七千九百四万二千元（消費税及び地方消費税を除く）

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。
- 2 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法百七十四条第一項の再生計画認可の

決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- 9 過去五年以内に病床二百床以上の病院において、本業務と同種同規模のシステム開発業務に係る契約を締結した実績を有すること。
- 10 過去に病床二百床以上の病院において、本業務と同種同規模のシステム開発業務の総括業務責任者（プロジェクトマネージャー）として従事した経験を有するものを複数名雇用し、本業務に二名以上従事させることができること。
- 11 業務を共同連携して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものについては、入札に参加できるものとする。

- (一) 構成員のいずれもが1又は2に該当し、かつ3から8までの要件を満たし、また、構成員のいずれかが9及び10の要件を満たしていること。
- (二) 構成員が他の企業連合の構成員又は単独での当該入札に参加していないこと。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二・二二一・三三三五）へ平成二十二年二月十八日午後五時までに申請すること。

四 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 総合評価のための提案書及び入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明

書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県病院局病院管理課予算経営班(担当 菊池 直実 電話〇二一・二二一・二六八三)

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年二月十二日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年二月十日まで1あて必着のこと。

3 総合評価方式一般競争入札参加資格審査申請書

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年二月九日までに必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

平成二十二年三月一日午後五時までとし、郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、提案書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて必着すること。

5 入札書の提出期限

平成二十二年三月二日午後五時までとし、郵送により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成二十二年三月三日午前十時 病院局会議室(宮城県庁行政舎十二階)

五 入札に参加することができない者

- 1 一に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると病院管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須項目が仕様書で定める水準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得たものを落札者とする。

6 落札者決定基準 入札説明書及び落札者選考基準による。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 有

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item to be Purchased : Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center and Psychiatric Center Medical Intelligence System (one set)

2 Deadline for Delivery : March 31, 2011

3 Place of Delivery : Miyagi Cardiovascular and Respiratory Center and other place

4 Deadline for Bid : March 2, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Naomi Kikuchi, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration, Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2683

落札者選考基準

宮城県立循環器呼吸器病センター及び宮城県立精神医療センター医療情報システム(以下、「医療情報システム」といふ。)の調達に当たり、次により落札者を選考するための審査を実施する。

一 選考方法

入札参加者に対し、総合評価一般競争入札(総合評価落札方式)により審査を実施した上で落札者を選考する。

1 入札参加者の資格等に關する事項は、入札公告のとおりとする。

2 入札参加者の資格等に關する手続の詳細は、入札説明書のとおりとする。

なお、入札説明書は、次の場所で交付する。

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県病院局立病院課 予算経営班（電話〇二一・二二一・二六八三）

二 審査機関

総合評価一般競争入札を実施するため、技術提案評価及び価格評価により審査を行い、落札者を選考するため審査機関を設置する。

1 医療情報システムの技術的な審査については、学識経験者及び関係職員による循環器・呼吸器病センター及び精神医療センター医療情報システム総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

2 審査委員会は、落札者の決定基準を定めるに当たつての留意事項を検討するとともに、提出された技術提案書の内容が提案仕様書に記載している性能、機能及び技術等の要求要件を満たしているか判断するものとし、三に基づき入札価格その他の条件が宮城県にとって最も有利かについて審査する。

三 落札者の決定

1 技術提案書の評価要件

医療情報システムの入札参加者に必要な資格等に関する事項及び二に掲げる二つの要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。

2 落札者の決定方法

医療情報システムの納入を履行できると病院事業管理者が判断した者であつて、四に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。

(一) 入札価格が、予定価格の範囲内であること。

(二) 技術提案書の内容が、四による必須項目の要求要件を全て満たしていること。

なお、技術提案評価点と価格評価点の合計点が最も高い者が二以上あるとき（同点のとき）は、次の順により落札者を決定する。

(1) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点異なる場合 技術提案評価点が高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点同じ場合 入札価格が低い者を落札者とする。

(3) 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、入札価格同じ場合 入札参加者くじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者

のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、二千点満点とし、うち技術提案評価点を千六百点、価格評価点を八百点とする。

四 評価基準

1 技術提案評価点

技術提案評価点の評価は、技術提案書を基に行つものとし、総合評価算定基準調書（以下「基準調書」という。基準調書は、一の入札説明書の交付場所において交付する。）の評価項目ごとに行い、評価項目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。

2 価格評価点

価格評価点の評価は、入札価格に応じ、次に示す方法により、点数化する。この場合において生じた端数は、切り捨てる。

価格評価点 価格評価点に配分された最高点×（1・入札価格/予定価格）

3 基準調書における評価項目設定の観点

評価項目の設定は、概ね次の観点により実施した。

(一) 技術評価と体制評価の二つに大別する。

(二) 技術評価は、提案内容の特徴、構築に係る方針、手法等により、導入目的が達成可能かどうか評価する。

(三) 体制評価は、提案された作業計画、当該計画に応じた要員計画、これまでの業務実績等に基づき本調達業務の遂行が可能かどうか評価する。また、成果品の質の担保確認を行うため、管理体制等を合わせて評価する。

4 基準調書における評価項目

次のとおり評価項目を定めるものとする。

(一) 二病院に共通するが、個別に評価する項目

(二) 二病院に共通し、一体で評価する項目

(三) 循環器・呼吸器病センターが求める項目

(四) 精神医療センターが求める項目

(五) その他

なお、実際の評価に当たっては、基準調書のとおり細目（以下単に「細目」という。）を定め、細目ごとの点数配分に応じて得点を付与する。ただし、審査委員会は、評価するに当たり、独自の提案として実現内容と実施方式について記載されている場合、該当する評価項目に対する配点

の範囲内で、点数を加算することができる。

5 基準調書における必須項目

細目ごとに次の区分による分類を行う。なお、一の必須項目に分類した細目において、提案仕様書に定める要求水準を満たさない技術提案書は、以後の評価は行わない。

(一) 必須項目

(二) 評価項目

6 基準調書における評価方式

評価方式は、次の三方式のいずれかを用いるものとし、評価すべき内容に応じ細目ごとに適用する。なお、細目ごとの評価方式は、審査委員会において定める。

(一) 数値方式 提案内容における性能等の数値に基づき点数を付与する方式である。最高（又は最小）の値に満点を、最低限の要求を満たす値に最低点を付与し、中間の値には均等に比例按分して点数を付与する。最低限の要求を満たさない場合は〇点とする。

(二) 判定方式 提案内容を数値化することが困難なものに関して、提案内容を二段階から五段階までのいずれかで判定し、評価するもので、判定段階に応じた満点から〇点までの傾斜配分点を付与することを標準とする。

(三) 順位方式 提案内容を数値化することが困難なものに関して、提案内容を順位付けし、順位により点数を付与する方式であり、最上位に満点、最下位に〇点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与することを標準とする。

五 審査方法

審査委員会は、原則として次の方法により審査を行うものとするが、その他必要に応じ技術提案書、付属資料等について入札参加者に確認を求めることがある。

1 書面審査 技術提案書及び付属資料の内容を確認する。

2 対面審査 書面上確認しがたい内容がある場合に口頭審査等を行う。

六 その他

五に基づき、事前に連絡の上、次により対面審査を行うことがあるので、入札参加者は、対応できる者が出席できるように配慮すること。なお、対面審査に出席できない場合、書面審査のみをもって評価を行うものとする。

1 日時 平成二十二年三月十日（水）午前九時から午後五時三十分までのうち約三十分

2 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十二階病院局会議室

3 出席可能人数 出席者は、四名以内とすること。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十二年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	-------	---------	------------	-------

及川善賢後援会	及川勝太郎	及川 昭夫	気仙沼市本吉町小浜二・二	平成二十一年十一月一日
---------	-------	-------	--------------	-------------

佐藤茂光後援会	小山 剛	佐藤 康道	気仙沼市本吉町野々下一〇〇	平成二十一年十一月八日
---------	------	-------	---------------	-------------

小笠原まち子後援会	袋 浩子	小笠原陵一	宮城県利府町花園二・二五	平成二十一年十二月十五日
-----------	------	-------	--------------	--------------

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十二年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
---------	-------	------	---	---	---------

民主党宮城県総支部連合会	安住 淳	代表者	安住 淳	岡崎トミ子	平成二十一年十一月七日
--------------	------	-----	------	-------	-------------

自由民主党宮城県支部連合会	小野寺五典	会計責任者	遠藤 利信	田村 稔	平成二十一年十二月二十一日
---------------	-------	-------	-------	------	---------------

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
---------	-------	------	---	---	---------

藤田洋一後援会	渡辺 寛夫	代表者	渡辺 寛夫	菅原 兵英	平成二十一年十二月二日
---------	-------	-----	-------	-------	-------------

石川利一後援会	大友 廣嗣	主たる事務所の所在地	名取市手倉田字八幡四・五・八	名取市大手町四一・三・四	平成二十一年十二月九日
---------	-------	------------	----------------	--------------	-------------

一〇一

委員長 佐藤 健一

燦名取の明日を拓く市民会議 村上 久仁 同 名取市大手町一・六・五 一三・四 平成二十一年十一月九日

日本共産党嵯峨さだ子後援会 日比野淳之 代表者 日比野淳之 瀬川 国郎 平成二十一年十二月十一日

同 同 主たる事務所の所在地 仙台市太白区西多賀四・五・二 六 仙台市太白区西多賀三・五・二 一 平成二十一年十二月十一日

花木則彰後援会 日比野淳之 代表者 日比野淳之 佐久間和男 平成二十一年十二月十一日

平吹としお後援会 及川 洋 同 及川 洋 石塚 民夫 平成二十一年十二月十四日

同 同 会計責任者 及川 隆一 佐藤 清 平成二十一年十二月十四日

宮城県商工政治連盟岩沼支部 浅野 正一 代表者 浅野 正一 鎌田昂次郎 平成二十一年十二月十四日

同 同 主たる事務所の所在地 岩沼市二木一・三 二・二〇 平成二十一年十二月十四日

藤田洋一後援会 渡辺 寛夫 同 遠田郡美里町和多田沼字上屋敷七六 遠田郡美里町和多田沼上屋敷三一 平成二十一年十二月十七日

税理士による小野寺五典後援会 菅野 勉 代表者 菅野 勉 門脇 和夫 平成二十一年十二月十一日

同 同 会計責任者 氏家 秀穂 新沼 綱一 平成二十一年十二月十一日

同 同 主たる事務所の所在地 気仙沼市三日町三・二・二六 二・七・一四 平成二十一年十二月十一日

新気仙沼市の未来を考える会 小野寺忠義 会計責任者 畠山 光 佐藤 工 平成二十一年十二月十四日

石巻福祉環境政策研究会 高橋 文弥 代表者 高橋 文弥 山口莊一郎 平成二十一年十二月十五日

同 同 会計責任者 藤島 慎 門脇 綾 平成二十一年十二月十五日

松川利充後援会 藤元 寛 同 山田 悦雄 菅原三千男 平成二十一年十二月十五日

○宮選管告示第四号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

平成二十二年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

(その他の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名

解散年月日

解散届出年月日

佐藤雅昭後援会

阿部 克行

平成二十一年十一月六日

平成二十一年十二月四日

西城善昭後援会

西城 幸司

平成二十一年十二月十六日

平成二十一年十二月十六日

渡辺まこと後援会

渡辺 善一

平成二十一年十二月二十五日

平成二十一年十二月二十五日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成十九年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

政治団体の名称 渡辺まこと後援会

報告年月日 平成21年12月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

○宮選管告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十二年一月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の摘要

政治団体の名称 渡辺まこと後援会
報告年月日 平成21年12月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	〇 円
ア 前年繰越額	〇 円
イ 本年収入額	〇 円
(2) 支出総額	〇 円

○宮城県選挙区第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要領を次のとおり公表する。

平成二十一年一月十九日

宮城県選挙区第七号
委員長 佐藤 健一

政治団体の収支報告書の要旨

（その他の政治団体）

政治団体の名称 西城善昭後援会
報告年月日 平成21年12月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	76,211 円
ア 前年繰越額	76,211 円
イ 本年収入額	〇 円
(2) 支出総額	76,211 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
合 計	〇 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	76,211 円
(ア) 組織活動費	76,211 円
合 計	76,211 円

政治団体の名称 佐藤雅昭後援会

報告年月日 平成21年12月4日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	〇 円
ア 前年繰越額	〇 円
イ 本年収入額	〇 円
(2) 支出総額	〇 円

政治団体の名称 新白石創造福祉・健康・教育の会

報告年月日 平成21年12月28日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	〇 円
ア 前年繰越額	〇 円
イ 本年収入額	〇 円

政治団体の名称 渡辺まこと後援会

報告年月日 平成21年12月25日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	〇 円
ア 前年繰越額	〇 円
イ 本年収入額	〇 円
(2) 支出総額	〇 円

○宮城県選挙区第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十年宮城県選挙区第四十号の一部を次のとおり改める。

平成二十一年一月十九日

宮城県選挙区第八号
委員長 佐藤 健一

自由民主党多賀城市支部の平成二十年分収支報告書の要領を

2 収入・支出の内訳の内訳、中

「イ 政治団体からの寄附」の

「史都多賀城を元気にする会 70,000 円 多賀城市」を

公安委員会

第2124号

○宮城県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年1月19日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

- (2) 実施期日
ア 新規取得講習

平成22年2月24日（水）から同年3月3日（水）までの土・日曜日を除く6日間（2月24日から3月1日までの土・日曜日を除く4日間は午前9時30分から午後3時50分まで、3月2日は午前9時30分から午後4時50分まで、3月3日は午前9時30分から午後0時20分までとし、その後に修了考査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成22年3月2日（火）及び同月3日（水）の2日間（3月2日は午前9時30分から午後4時50分まで、翌3日は午前9時30分から午後0時20分までとし、その後に修了考査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

各20人。ただし、一方の講習が定員に満たない場合、2つの講習をあわせて最大40人まで受け付ける。

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込日において、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 追加取得講習

受講申込日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

5 受講手続

- (1) 申込み受付期間

平成22年2月3日（水）から平成22年2月17日（水）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

- (2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

- (3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 最近5年間に、4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 1通

エ 履歴書 1通

オ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通

- (4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては34,000円、追加取得講習受講者にあつては10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全全部生活環境課

（電話番号022-221-7171 内線3184）

平成22年1月19日

(13)